

カードローン「あわぎんスマートネクスト」「あわぎんモビット」 の規定変更について

当行ではカードローン「あわぎんスマートネクスト」「あわぎんモビット」をご利用されるお客さまの利便性向上のため、取引方法と貸越極度の決定方法について定めた規定の変更をしております。改正前にご契約いただいたお客さまのご利用についても規定の変更を適用いたしますので改めてお知らせいたします。

記

1. 規定変更商品

「あわぎんスマートネクスト」「あわぎんモビット」(※)
(保証会社 エム・ユー信用保証株式会社)

(※)「あわぎんモビット」の商品名は、従来の保証会社である株式会社モビットから再使用許諾を受け、同社の登録商標「モビット」を使用しており、エム・ユー信用保証株式会社の保証となっております。

2. 規定の変更箇所

後掲の「カードローン変更内容(抜粋)」にてご確認ください。

3. 改定日

「あわぎんスマートネクスト」 平成27年12月21日
「あわぎんモビット」 平成28年5月20日

4. お問い合わせ

あわぎん相談プラザ新町
電話番号 フリーダイヤル 0120-106-023
受付時間 9:00~17:00 (GW、年末年始等所定の休業日を除きます)

カードローン変更内容（抜粋）

1. あわぎんスマートネクスト

変更前	変更後
<p>第1条（取引の開設）</p> <p>1. 銀行との本取引は、銀行の他の本支店では行わないものとします。</p> <p>2. 銀行は、本取引に使用するためのあわぎんローンカード（以下「カード」という）を発行するものとします。</p> <p>3. 本取引の当座貸越口座（以下「カードローン口座」という）については、通帳を発行しません。なお、本取引を利用された場合には、毎年3月、9月の年2回「カードローンお取引照合表」を郵送します。</p> <p>4. 借主は、「カードローン『あわぎんスマートネクスト』申込書兼当座貸越契約書保証委託契約書（兼カード申込書）」（以下「契約書」という）で本取引の返済用口座として、借主名義の普通預金（総合口座を含む）口座（以下「指定口座」という）を指定するものとします。</p>	<p>1. 本契約は借主からの申込を銀行が承諾したときに成立するものとします</p> <p>2. 同 左</p> <p>3. 同 左</p> <p>4. 同 左</p> <p>5. 借主は、「カードローン『あわぎんスマートネクスト』申込書兼当座貸越契約書兼保証委託契約書（兼カード申込書）」（以下「契約書」という）または当座貸越口座開設後に送付する「ご契約内容のご案内」（以下「契約通知書」という）に記載の借主名義の普通預金（総合口座を含む）口座（以下「指定口座」という）を返済用口座として指定するものとします。</p>
<p>第2条（取引の方法）</p> <p>1. 本取引は、カードおよび現金自動支払機（自動預金入金支払機を含む。以下「支払機」という）を使用する当座貸越とします。</p> <p>2. 本取引では、小切手、手形の振出しあるいは引き受け、または、公共料金等の自動支払は行いません。</p> <p>3. カードおよび支払機の取扱については、銀行所定の「あわぎんローンカード規定」によるものとします。</p>	<p>1. 同 左</p> <p>2. 同 左</p> <p>3. 同 左</p> <p>4. 前項にかかわらず銀行が認めた場合に限り、借り主は銀行の所定の手続きをしたうえで、第1条5項に記載の借り主名義の指定口座に当座貸越の代わり金を入金する方法により、当座貸越の借入ができるものとします。この場合、銀行は、当座貸越口座から第3条に定める契約極度額の範囲内で当座貸越を行い、指</p>

<p>第3条(契約極度額)</p> <p>本取引により銀行から貸越を受けることができる極度額は、契約書に記載の契約極度額をします。なお、この極度額を超えて銀行が貸越をした場合にも、本取引規定が適用されるものとし、その場合は銀行から請求があり次第直ちに極度を超える金額を返済します。</p>	<p>定預金口座に入金するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本件の契約極度額は、銀行および保証会社が審査のうえ、決定します。 2. 本取引により銀行から貸越を受ける極度額は、契約書または、契約通知書に記載の極度額とします。 3. 契約極度額の決定については、銀行本取引の利用状況その他の事情を勘案して、銀行所定の方法により増額することができるものとします。ただし、増額について、借主から希望しない申し出があった場合は、この限りではありません。 4. なお、この極度額を超えて銀行が貸越をした場合にも、本取引規定が適用されるものとし、その場合は銀行から請求があり次第直ちに極度額を超える金額を返済します。
<p>第4条(利用限度額)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 銀行および保証会社は、借主の信用状況に関する調査により、契約極度額を上限として利用限度額を定めるものとし、借主は利用限度額の範囲内で貸越を受けられるものとします。 2. 借主について、次の各号のいずれかにあたる場合、銀行および保証会社は利用限度額を減額(利用限度額を0にすることを含む)することができるものとします。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本取引に違反したとき、または債務不履行があったとき。 (2) 借主の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により、減額が相当と認められたとき。 3. 借主の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により、相当と認められた場合、銀行および保証会社は契約極度額を上限として利用限度額を増額することができるものとします。 4. 本取引にかかる利用限度額の変更に関しては、銀行から借主へ書面により通知するものとします。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 銀行および保証会社は借主の借入状況の審査により、契約極度額を上限として利用限度額を定めま す。借主は、利用限度額の範囲内で貸越を受けら れるものとします。 2. 同 左 3. 同 左 4. 同 左

カードローン変更内容（抜粋）

1. あわぎんモビット

変更前	変更後
<p>第1条（取引の開設）</p> <p>1. 銀行との本取引は、銀行の他の本支店では行わないものとします。</p> <p>2. 銀行は、本取引に使用するためのあわぎんローンカード（以下「カード」という）を発行するものとします。</p> <p>3. 本取引の当座貸越口座（以下「カードローン口座」という）については、通帳を発行しません。なお、本取引を利用された場合には、毎年3月、9月の年2回「カードローンお取引照合表」を郵送します。</p> <p>4. 借主は、「カードローン『あわぎんスマートネクスト』申込書兼当座貸越契約書保証委託契約書（兼カード申込書）」（以下「契約書」という）で本取引の返済用口座として、借主名義の普通預金（総合口座を含む）口座（以下「指定口座」という）を指定するものとします。</p>	<p>1. 本契約は借主からの申込を銀行が承諾したときに成立するものとします</p> <p>2. 同 左</p> <p>3. 同 左</p> <p>4. 同 左</p> <p>5. 借主は、「カードローン『あわぎんモビット』申込書兼当座貸越契約書兼保証委託契約書（兼カード申込書）」（以下「契約書」という）または当座貸越口座開設後に送付する「ご契約内容のご案内」（以下「契約通知書」という）に記載の借主名義の普通預金（総合口座を含む）口座（以下「指定口座」という）を返済用口座として指定するものとします。</p>
<p>第3条（契約極度額）</p> <p>本取引により銀行から貸越を受けることができる極度額は、契約書に記載の契約極度額をします。なお、この極度額を超えて銀行が貸越をした場合にも、本取引規定が適用されるものとし、その場合は銀行から請求があり次第直ちに極度を超える金額を返済します。</p>	<p>1. 本件の契約極度額は、銀行および保証会社が審査のうえ、決定します。</p> <p>2. 本取引により銀行から貸越を受ける極度額は、契約書または、契約通知書に記載の極度額とします。</p> <p>3. 契約極度額の決定については、銀行本取引の利用状況その他の事情を勘案して、銀行所定の方法により増額することができるものとします。ただし、増額について、借主から希望しない申し出があった場合は、この限りではありません。</p> <p>4. なお、この極度額を超えて銀行が貸越をした場合に</p>

	<p>も、本取引規定が適用されるものとし、その場合は銀行から請求があり次第直ちに極度額を超える金額を返済します。</p>
<p>第4条(利用限度額)</p> <p>1. 銀行および保証会社は、借主の信用状況に関する調査により、契約極度額を上限として利用限度額を定めるものとし、借主は利用限度額の範囲内で貸越を受けられるものとします。</p> <p>2. 借主について、次の各号のいずれかにあたる場合、銀行および保証会社は利用限度額を減額(利用限度額を0にすることを含む)することができるものとします。</p> <p>(1) 本取引に違反したとき、または債務不履行があったとき。</p> <p>(2) 借主の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により、減額が相当と認められたとき。</p> <p>3. 借主の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により、相当と認められた場合、銀行および保証会社は契約極度額を上限として利用限度額を増額することができるものとします。</p> <p>4. 本取引にかかる利用限度額の変更に関しては、銀行から借主へ書面により通知するものとします。</p>	<p>1. 銀行および保証会社は借主の借入状況の審査により、契約極度額を上限として利用限度額を定めます。借主は、利用限度額の範囲内で貸越を受けられるものとします。</p> <p>2. 同 左</p> <p>3. 同 左</p> <p>4. 同 左</p>